

名瀬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年5月19日法律第73号）において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2が追加され、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について、都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望し、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また、具体的な都市計画は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから、名瀬都市計画区域においては、「島建てのまちづくり」を基本理念として、都市づくりを目指すこととし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

名瀬都市計画
都市計画区域の整備、開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 1
2) 地域毎の市街地像 2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無 3
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 3
① 主要用途の配置の方針 3
② 土地利用の方針 4
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 5
① 交通施設の都市計画の決定の方針 5
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針 7
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針 8
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 9
① 主要な市街地開発事業の決定の方針 9
② 市街地整備の目標 9
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 9
① 基本方針 9
② 主要な緑地の配置の方針 10
③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針 11
④ 主要な緑地の確保目標 11

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

名瀬都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の奄美地域の奄美大島に位置し、名瀬市及び龍郷町で構成されている。鹿児島市を起点とし沖縄県那覇市を終点とする国道 58 号等の広域的な幹線道路が通っているとともに、県本土及び沖縄、大阪、東京とを連絡する名瀬港を有している。

気候は四季を通じ温暖多雨の海洋性亜熱帯気候で、台風の常襲地帯でもある。また、常緑広葉樹林や美しいサンゴ礁が広がるなど世界的にも高く評価される自然環境を有している。

本区域は、昭和 28 年の日本復帰以降、奄美群島復興特別措置法（現在の奄美群島振興開発特別措置法）による復興・振興計画による都市基盤整備により、急速に都市化が進展し、今日においては、奄美群島における経済・社会活動及び教育・文化活動の中心的な役割を担っている。

名瀬市においては、地形的な制約から飛び地状に新市街地が形成されたが、道路網の整備が都市の拡大に対応できず、朝夕の慢性的な交通渋滞が発生している。また、中心市街地においては、都市の分散拡大に伴う人口流失や郊外への大型店の出店等による商業機能の衰退、空き店舗の増加や家屋の老朽化が顕著となっており、都市機能の再生に向けた取り組みが必要となっている。

龍郷町においては、近年、名瀬市をはじめとする奄美大島本島全域を商圈とする大規模店舗が出店している。また、その周辺にも飲食店などを中心とする新たな商業施設の進出がみられることから、周辺環境に配慮した土地利用の規制・誘導策が必要となっている。

本区域は、今後奄美群島の「郡都」を担う区域として、奄美群島全域への都市的サービスの向上を目指し、海に開かれた交流のまちとして、交通・情報通信体系をはじめとした都市機能の再生・拡充を図る必要がある。また、大島紬や黒糖焼酎などの地場産業の振興や豊富な自然の保全、マリンスポーツ等による観光振興を図り、「長寿」「癒し」の島にふさわしい都市と自然が調和した快適な生活空間を創出する必要がある。

こうしたことから、名瀬市総合計画の基本理念「亜熱帯の自然と文化に育まれた多彩な人材で個性的なまちを創造する 多自然・文化産業都市」及び第 3 次龍郷町総合振興計画の基本理念「住んでよいまちりゅうゆうの里たつごうをめざして」を踏まえ、海を基軸とした都市と自然が調和した奄美らしいまちづくりを目指し、以下を都市づくりの基本理念とする。

「島建てのまちづくり」

島建て：奄美の集落に古くから伝わる村落構造。聖林となる杜から、「神の道」を通じ、海の彼方の信仰の地（ネリア）

から神を導く。神が道の両側に並ぶ村落に祝福の手を差し伸べることにより、人々が安穩に暮らしたという。

この基本理念を実現するために、次の3つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■『人と人』・『人と自然』との共生

男女共同参画社会の形成や本区域外からの定住促進を図るために、『人と人が共生（調和・連携）』し、恵まれた自然環境の保全・回復・活用と自然循環型社会の構築に向けた『人と自然が共生』するまちづくりを目指す。

■健やかに、安全で安心して暮らせるまちづくり

子どもを安心して生み育てることができる環境づくりや高齢者・障害者等が生きがいをもって活動できる社会を構築し、市民の一人ひとりが生涯にわたり生き生きとした快適な生活を送ることのできる『健やかに、安全で安心して暮らせるまちづくり』を目指す。

■水と緑に包まれ、愛着と誇りを持って暮らせるまちづくり

奄美独自の歴史、伝統文化、緑豊かな自然等の調和を図り、秩序ある土地利用形態の形成、根幹的な都市基盤の整備を進め、生活利便性の高い快適な市街地の形成を目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 中心市街地・マリンタウン地域（名瀬市）

中心市街地・マリンタウン地域を、本区域の「都市中心核」として位置づけ、都市と港湾との一体化を図り、「みなとまち名瀬」の“顔”の形成を図る。

本地域は、国の合同庁舎など広域的な行政サービス施設と奄美観光の拠点的な施設を配置するとともに、防災機能の強化や空洞化対策などの都市基盤整備と商業業務機能の再生を図り、「高次住商複合地区」として奄美群島の「郡都」機能の形成を目指す。

また、増大する事業用地需要に対応し、新規の産業展開や既存業種・業態の流動化を促す業務施設の立地を図る。

② 輪内・下方地域（名瀬市）

輪内・下方地域を、郊外住宅地として位置づけ、都市基盤整備により住環境の向上を図る。

③ 瀬留・浦地域（龍郷町）

龍郷町役場、中央公民館、福祉施設等が立地する瀬留・浦地域を、本区域の「都市副中心核」に位置づける。

本地域は、公共施設のより一層の充実を図り、住民サービスや利便性の向上を図る。

④ 中勝地域（龍郷町）

中勝地域については、周辺土地利用との調和を図りつつ、幹線道路を活かした沿道型施設の立地を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向であり、今後も減少すると予測される。また、商品販売額はほぼ横ばい、製造品出荷額は増加の傾向にあるが、こうした産業による土地需要は現在の商業・工業用地内で収容が可能であると判断される。

さらに、本区域は急峻な山岳に囲まれており、地形的制約からも本区域における急激な市街化の進行は見込まれないと判断される。

また、市街地外に広がる優良な農地及び良好な自然的環境は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法による土地利用規制で保全が可能であると判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

中心市街地地域には、公共施設や民間業務施設が集中し、本区域の中心的な業務地が形成されている。今後も、国道58号や県道名瀬瀬戸内線などの整備に伴い、業務機能の拡大・再編が見込まれることから、「郡都」にふさわしい業務地の整備を図る。

末広・港地区は、広域的な中枢として質の高い都心空間を形成するため、市街地の再生により高度利用を図るとともに、名瀬測候所跡地での公共施設整備との連携を図りながら、商業機能の強化を図る。

浦地域の国道58号沿道を商業地と位置づけ、道路整備にあわせて地域住民向けの商業機能の向上を図るとともに、名瀬市と奄美空港との中間的立地条件を活かした観光物産拠点の形成に努める。

b 工業地

小浜^{こはま}工業地区を工業地と位置づけ、生産環境を維持しつつ、本地区内外で進行する商業機能や居住機能との調和を図る。

名瀬湾岸や鳩浜・有仲地区の工業地については、周辺の住宅地の環境を保全しつつ、柔軟な立地規制誘導を検討する。

瀬留地域北部に立地する発電所周辺を、工業地と位置づけ、周辺との景観に配慮した利用形態を維持する。

c 流通業務地

名瀬港本港地区周辺は、既に流通関連企業が高密度に立地しているが、名瀬港マリンタウン整備計画により、新たな業務用地が確保され、流通業務の拡大が見込まれることから、臨海部周辺を「みなとまち名瀬」の玄関口と位置づけ、また、広域物流の拠点整備と連携した流通業務地の整備を図る。

d 住宅地

既存の名瀬市街地は、高密度な住宅地として位置づける。

輪内地域などの新市街地は、居住環境の優れた中低層住宅地として位置づける。

瀬留・浦地域を、商業地や公益サービス機能と一体となった良質な居住環境の形成を目指す住宅地として位置づける。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

中心市街地地域については、にぎわいに満ちた魅力ある都心として、快適な都市空間の創出を図るとともに、土地の高度利用や、商業・業務機能と都心居住機能の充実を図る。

末広・港地区については、名瀬測候所跡地を活用し、高次の都市機能の導入を図る。

マリンタウン地域は、陸・海の交通結節機能が集積した良好な交通条件を活用した広域交流・業務施設の集積を進め、中心市街地と一体となった高度利用を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存工場と混在して、商業・住宅等の立地がみられる地域においては、今後、工場等の適切な再配置を進め、用途の純化に努める。

また、工場と周辺住宅との調和がみられる地区においては、住居と工場の複合化に努め、住工共存型の用途を配置する。

c 居住環境の改善または維持に関する方針

住宅の老朽化や過密化、生活道路の未整備等により、機能性・利便性、防災面で適正な居住環境が確保されていない小宿地区については、土地区画整理事業による面的整備を進め、公共空地を十分に確保し、緑豊かな住環境の形成を図る。

また、現状の都心居住環境からみて生活道路の狭小等が課題となっている既成市街地においては、土地区画整理事業などによる

面的整備を進め、建築物の不燃化や集合化を図り、高齢者・障害者に配慮し、ユニバーサルデザインを取り入れた道路・公園等の都市基盤の整備により、都心居住環境の改善に努める。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

e 災害防止の観点から必要な市街地化の抑制に関する方針

本区域の特異な地形・地質から、斜面崩壊による災害の恐れのある急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地区、土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制する。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

国定公園に指定されている東シナ海沿岸部の海浜は、優れた自然環境を有することから、今後ともその保全に努める。

また、市街地をとりまく山岳地や名瀬湾の海岸地域については、良好な自然環境を有しております、今後とも自然の風致を維持しつつ、都市と自然との環境共生に努める。

2) 都市施設に関する主要な都市計画決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域は、奄美大島における地域間連絡及び北部の奄美空港と南部の瀬戸内町を結ぶ交通の要衝にあり、島内全域とほぼ1時間で結ばれている。

本区域においては、区域内交通量の増大により慢性的な交通渋滞が発生し、生活道路への迂回車輌進入により騒音等生活環境の悪化がみられる。

また、生活の利便性の向上を図るため、唯一の公共輸送手段であるバス路線の改善を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 周辺町村との交流や島外との交通の拠点である奄美空港とを連絡する広域的な交流のため、交通ネットワークの強化を図る。
- 奄美群島の「郡都」としてふさわしく、都市の魅力や活力が増大するような道路網の整備を図る。
- 台風や地震など災害発生における隣接地区との交通途絶を防ぐ

ため、代替機能を有した道路網の整備を図る。

- 主要観光地あるいは余暇活動拠点を連結し、周遊性が高くかつ誘導性の高い観光・レクリエーションネットワークの形成を図る。
- 歩行者空間の整備など、生活環境と調和したバリアフリー対策やユニバーサルデザインも考慮した交通施設の整備を図る。
- 駐車場については、駐車需要に応じて官民が適切な役割分担を行い、既存駐車施設の有効利用を含めた施策を総合的かつ効率的に展開する。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域の飛び地状に形成された市街地を有機的に連絡し、一体的な市街地構築のため、以下の道路を配置し、住民の理解を得ながら、整備する。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	<p>現在の国道 58 号及び県道名瀬瀬戸内線が担っている交通機能をより強化し、通過交通処理のみではなく、中心市街地の様々な都市機能の利便性向上を図るため、以下の道路を配置し、整備を図る。</p> <p>名瀬市</p> <ul style="list-style-type: none">・都市計画道路 3・5・15 号浦上永田線（国道 58 号）・都市計画道路 3・5・16 号永田平田線（国道 58 号）・(仮称) 三儀山バイパス（県道名瀬瀬戸内線） <p>龍郷町</p> <ul style="list-style-type: none">・国道 58 号

イ その他

種 別	配 置 の 方 針
駐車場等	自動車交通の増大への対応及び中心商業街の活性化を図るため、中心市街地・マリンタウン地域において、官民一体となって駐車場・駐輪場を配置し、整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	主要幹線道路： 名瀬市 ・都市計画道路 3・5・15 号浦上永田線（国道 58 号） ・都市計画道路 3・5・16 号永田平田線（国道 58 号） ・（仮称）三儀山バイパス（県道名瀬瀬戸内線） 龍郷町 ・国道 58 号

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

名瀬市については、公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を進め、生活環境の整備に努めるとともに都市の健全な発展を図る。

龍郷町については、合併処理浄化槽の普及に努めるとともに、公共下水道など総合的な生活排水処理対策の検討を進める。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

名瀬市では、概ね 5 年以内に現在の認可区域の下水処理が可能となるよう整備を図る。その後、小宿地区について土地区画整理事業に併せて整備を図る。

龍郷町では、地域特性に適した総合的な生活排水対策について検討を進め、概ね 20 年後において区域全域の処理が可能となる水準を確保することを目標とする。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

公共下水道計画区域において、残された里地区及び小宿地区の整備を進める。また、下水処理能力の向上を図るため終末処理場の拡充整備を図る。

龍郷町区域内の各集落については、合併処理浄化槽の普及に努める。

イ 河川

本区域には、新川、小宿大川、永田川等の河川がある。このうち新川及び小宿大川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	大熊地区及び小宿地区等の污水管渠整備
河川	二級河川新川 二級河川小宿大川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設など快適な居住環境や美しい地域環境の維持及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地域の実情、周辺環境との調和等を考慮するとともに、広域圏での連携を図りながら、適正かつ計画的な整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域においては、現在、広域によりごみ処理がなされているが、今後は、生活様式の変化に伴うごみ処理の多様化に対応して、施設の機能充実等を図る。

c 主要な施設の整備目標

現在のところ、概ね 10 年以内に整備を予定する施設は特にならないが、必要に応じて施設の整備の検討を行う。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

名瀬市は、重要港湾名瀬港を中心に市街地が発展し、地形的制約から飛び地状に新市街地が形成されている。このような背景のもと、「名瀬市中心市街地活性化基本計画」に基づき、安全で快適な住民生活と効率的な都市活動を確保するため、既成市街地内において都市基盤の再整備を計画的に進め、生活環境、都市機能の整備・充実を図る。

現況の都市的な問題点や商業空間の現状に即して、「再生すべき街区」、「改善すべき街区」及び「保全すべき街区」に区分し、官民協働のまちづくりを基本に、整備課題、事業手法を明確にし、住民の合意形成に努めながら進めていく。

また、優れた自然環境と共生する都心環境を創出し、奄美群島の「郡都」にふさわしい、総合的な都市再生の整備を図る。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地開発事業を行う主要な区域は次のとおりとする。

地区名	整備方針
末広・港地区	中心市街地の活性化を図るため、防災機能の強化や空洞化対策などの都市基盤整備と連携して、商業施設の再編を図り、区画道路や公園緑地の配置により、「高次住商複合地区」としての機能強化を図る。
大熊地区	土地区画整理事業を進め、良好な居住環境の形成を図る。
小宿地区	土地区画整理事業の導入を進め、良好な居住環境の形成に努める。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の主要な事業は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	末広・港地区
	大熊地区
	小宿地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、東シナ海に面した名瀬湾を取り囲むように広がり、扇状地の限られた平地部のほぼ全てが市街化され、市街地を取り

囲むように急峻な山岳が連なっている。

本区域においては、都市的利用が困難な急斜面が市街地を取り囲むことにより、都市と自然の住み分けが必然的に図られてきた。

このようなことから、市街地に近接して優れた海・山の自然環境が保全されており、今後は、これらを貴重な都市景観として保全するとともに、都市との共生並びに自然と人との共生の観点から活用を図る。

また、外洋に面した海浜は優れた野生動植物の宝庫であり、その保全に努める。

今後、自然環境を保全するとともに、近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対応するため、各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概 要
a 環境保全系統の配置	摺古崎周辺沿岸部 (名瀬市)	優れた亜熱帯海洋性植生帶として保全に努める。
	市街地を取り囲む山岳地 (名瀬市)	市街地へのうるおいと、冷涼な空気の供給源として保全に努める。
	山岳丘陵地と主要な河川 (龍郷町)	集落、平地を取り囲む山岳丘陵地と、大美川、中勝川等の主要な河川は、野生動植物の生息・生育地であるとともに、都市の骨格を形成する重要な緑地であることから、その保全に努める。
	都市内の緑地 (名瀬市)	おがみ山公園やうどん浜港湾緑地を連絡する緑と歴史の散策道路の形成上重要な市街地の樹林、斜面緑地及び社寺緑地等については、その保全と活用を図る。また、新たに創出される臨海部の緑地については、背後市街地の居住環境との調和を図り、市民の親水緑地としての活用を図る。
b レクリエーション系統の配置	北西部地域 (名瀬市)	あかざき公園や県立少年自然の家関連施設を有機的に結び、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
	西部地域 (名瀬市)	名瀬運動公園を中心とした、スポーツ・レクリエーション機能の充実を図る。

	臨海部(名瀬市)	臨海部の緑地を散策路にて有機的に結び、海に親しむ憩いの空間形成を図る。
	市街地中央部(名瀬市)	土地区画整理事業等により、都心緑地の拡充を図り、市民の憩いとうるおいの場の創出を図る。
	赤尾木地区(龍郷町)	マリンスポーツの拠点として、レクリエーション機能の充実を図る。
c 防災系統の配置	区域全体	防災対策の一環として避難地・避難経路・緑地等を配置する。また、急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地区、土石流危険渓流の流域並びに保安林等はその保全を図るとともに、災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制する。
d 景観構成系統の配置	永田川(名瀬市)	中心市街地を流れる永田川沿いにおいて、名瀬市の歴史・文化・自然景観に配慮した憩いとうるおいの空間の形成を図る。
	海岸部(龍郷町)	龍郷湾及び笠利湾における湾岸自然景観の保全に努める。特に、赤尾木湾の砂浜については、海洋レジャー拠点としての景観整備と魅力の向上に努めるものとする。

③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

本区域の市街地については、誘致圏を考慮した都市公園を適宜配置していくものとする。

市街地を取りまく海岸沿いや丘陵地に分布する良質な樹林地帯は、緑地保全地区、風致地区等による制度を活用して、保全に向けた施策を検討する。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称等	規模
街区公園	(仮称)生涯学習センター前公園(名瀬市)	約0.1ha
街区公園	マリンタウン地区公園(名瀬市)	約0.3ha
臨海部緑地	親水プラザ(名瀬市)	約0.8ha
	佐大熊緑地(名瀬市)	約4.7ha
	長浜緑地(名瀬市)	約2.1ha
	本港地区緑地(名瀬市)	約2.0ha

- b　概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区
　　概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて、指定の検討を行うものとする。

名瀬都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

